

確認等事務規程の説明資料

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人著作権情報センター（以下「センター」という。）が、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第104条の34の登録を受けた登録確認機関として法第104条の35第1項の規定に基づき、法104条の33第1項の確認等事務の実施に関し、必要な事項を定め、公正かつ円滑な業務の遂行を図ることを目的とする。

本条は、センターが、登録確認機関として確認等事務を行うことができる著作権法上の根拠と業務遂行の基本方針を明らかにしたものである。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作者等 法第2条に定める著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者をいう。
- 二 著作権者等 著作権を有する者及び著作隣接権を有する者をいう。
- 三 著作物等 法第2条に定める著作物、実演、レコード、放送及び有線放送をいう。
- 四 確認等事務 法第104条の33第1項第1号から第3号に定める事務をいう。
- 五 申請者 法第67条の3第1項の裁定を受けるために同条第3項に定める申請書をセンターに提出する者をいう。
- 六 管理事業者 著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第2条第3項に定める著作権等管理事業者をいう。
- 七 使用料相当額 法第67条の3第1項の通常の使用料の額に相当する額をいう。

本条は、この規程で使用される主要な用語を定義し、解釈上の疑義を回避するために定めたものである。

(基本方針)

第3条 確認等事務は、この規程によるほか、関係する法令等に従って実施するものとする。

本条は、センターが確認等事務を恣意的に行うことのないように、この規程及び関係法令に従って実施することを定めたものである。

(事務所)

第4条 確認等事務を実施する事務所は、東京都中野区本町1丁目32番2号ハーモニータワー22階に置く。

本条は、確認等事務を実施する事務所を定めたものである。

(確認等事務を実施する時間及び休日)

第5条 確認等事務を実施する時間は、休日を除き、午前10時から12時まで及び午後1時から5時までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める国民の休日
- 三 年末年始（12月29日から翌年1月4日まで）

3 第1項の時間及び前項の休日は、緊急を要する場合又は必要と認められる場合は、これを変更することができる。

本条は、第1項で確認等事務を実施する時間、第2項で休日、第3項で緊急時における時間及び休日の変更について、それぞれ定めたものである。

なお、現在、センターが行う著作権電話相談の時間は、平日の午前10時から12時まで、午後1時から4時までであるが、登録確認機関として未管理公表著作物裁定制度に係る確認等事務を実施することに鑑み、1時間延長することとしたものである。

(職員の配置等)

第6条 理事長は、法第104条の34第3項の趣旨を踏まえ、確認等事務の遂行に必要な職員を配置するものとする。

2 センターは、前項の職員に確認等事務の遂行に必要な研修等を実施し、その知識及び技術の向上に努めるものとする。

本条第1項は、法第104条の34第3項において著作権及び著作隣接権の管理に関する経験を有する者並びに使用料相当額算出に必要な知識及び経験を有する者を登録の要件としている趣旨を踏まえ、確認等事務の遂行に必要な人員体制を整備することを定めたものである。

具体的には、現在センターが実施している著作権電話相談に係る職員（相談員）に加え、主に未管理著作物裁定制度への対応のための職員（相談員）を新たに配置することを念頭に置くものである。

本条第2項は、確認等事務（特に使用料相当額算出）の遂行に必要な研修等を登録確認機関として実施することとし、職員（相談員）の知識及び技術の向上に努めることを定めたものである。

研修等の内容としては、裁定制度を含む著作権法及び著作権制度、現行の著作権者不明等の場合の裁定制度（以下「現行裁定」という。）の運用状況、著作権等管理事業者等のデータベースの基本的な操作方法その他の裁定制度の円滑な運用に関する事項などを想定している。

第2章 確認等事務の実施に関する方法

第1節 申請受付

（申請書の受付）

第7条 申請者から次の各号に掲げる資料を添付した申請書の提出があったときは、当該申請書に必要事項が記載されているか否かを確認し、必要に応じて補正を求めるものとする。

- 一 裁定に係る著作物等が法第67条の3第2項の規定する未管理公表著作物等（以下この条、第9条第1項及び第14条第1項において「未管理公表著作物等」という。）であることを疎明する資料
- 二 当該未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思を確認するための措置として文化庁長官が定める措置をとったにもかかわらず、その意思の確認ができなかったことを疎明する資料
- 三 著作者が当該未管理公表著作物等の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことを疎明する資料
- 四 その他文部科学省令で定める資料

2 前項の必要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者の氏名又は名称（法人の場合はその代表者の氏名及び役職名）
- 二 申請者の住所又は居所
- 三 申請者（申請に係る担当者を含む。次号において同じ。）の連絡先電話番号
- 四 申請者のメールアドレス
- 五 著作物等の利用方法及び利用期間
- 六 著作物等の題号、著作者等の氏名又は名称その他の当該著作物等を特定するために必要な情報
- 七 補償金の額の算定の基礎となるべき事項
- 八 その他文部科学省令で定める事項

3 申請者から第18条に定める額の手数料が支払われたときは、申請書の受付をした年月日及び受付番号を記載した申請書受付通知書及び手数料領収証を当該申請者に交付する。

本条は、確認等事務のうち法第104条の33第1項第1号の申請受付の業務の手順を定めたも

のである。

第1項は、法第67条の3の規定に基づき、登録確認機関に提出された申請書に同条第3項各号に定める資料が添付されているか否かを確認するとともに、申請書に誤字、脱字、記載漏れなど形式上の不備があった場合には、補正を求めることを定めたものである。

第2項は、申請書に記載すべき必要事項を定めたものである。

第3項は、申請書の受付に要する手数料の支払があった場合の事務処理の手順として申請書受付通知書及び手数料領収証の交付を定めたものである。

(申請の取下げ)

第8条 申請者が申請の取下げを求めたときは、その旨及び理由を記載した申請取下げ書をセンターに提出させるものとする。

2 前項の申請取下げ書の提出があった場合において、職員が当該申請に係る申請書について第9条に規定する要件確認及び第14条に規定する使用料相当額の算出に着手しているときは、直ちにこれを中止する。

3 前項に規定する場合、第1項の申請取下げ書並びに前条の申請書及び添付資料を第23条第2項に規定する方法で保管するものとする。

本条は、裁定の申請者が申請書を提出した後、著作権者等と連絡が取れて利用許諾交渉ができることとなり、裁定を受ける必要がなくなった場合などを想定し、申請の取下げに関する手続について定めたものである。

第1項は、申請者が申請の取下げに当たっては、その旨と理由を記載した書面（申請取下げ書）の提出を求めることとしたものである。取下げの理由の記載については、法第104条の38の規定に基づく文化庁長官に対する定期報告などにおいて、文化庁が制度の運用に係る実態を把握する上で有益な情報と考えたものである。

第2項は、申請の取下げがあった申請書について要件確認や使用料相当額の算出に移行している場合は、その必要がなくなるため、事務効率の観点から確認等事務を直ちに中止することを定めたものである。

第3項は、申請を取り下げた申請者から、後日、問合せや類似の申請が行われる場合を想定し、取下げに係る申請書並びに第7条に係る裁定申請書及び添付資料を所定の方法で保管することを定めたものである。

第2節 要件確認

(要件確認)

第9条 職員は、第7条第3項の規定により受付をした申請書（前条第1項の取下げをしたものを除く。以下同じ。以下単に「申請書」という。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを確認するものとする。

- 一 当該申請書を提出した申請者が、令和7年文化庁告示第6号の第1条本文及び各号に掲げるすべての措置を講じた上でも、法第67条の3第1項第1号に規定する当該申請書に係る著作物等の著作権者等の意思の確認ができなかったこと。
 - 二 当該申請書に係る著作物等が、未管理公表著作物等に該当すること。
- 2 前項第1号の意思の確認のための連絡が同号の申請者以外の第三者を経由して行われた場合、職員は、当該申請者に対し、その経過を証する資料を提出させるものとする。

本条第1項は、センターの職員が、申請者から提出された申請書が法第67条の3の規定による裁定の申請の要件を満たしているかどうかを確認することを定めたものである。

本条第2項は、著作権者等の意思確認のための連絡が、例えば書籍等の出版社やCD・DVD等の発行者など申請者以外の第三者を経由して行われた場合、申請者による当該意思確認のための連絡の信頼性を担保させることが必要となることから、第三者を経由した著作権者等への連絡日時、方法、結果等の経過が記載された書面などを提出させることとしたものである。

(資料等の提出)

第10条 申請書について前条第1項各号に掲げる要件を満たしていると確認することが困難な場合、職員は、当該申請書を提出した申請者に対し、必要に応じて資料の提出を求めるものとする。

本条は、提出された申請書の記載内容や添付された書類だけでは前条第1項各号に定める要件を満たしているとは判断できない場合、要件確認に必要な資料の追加提出を求めて、適切な判断を期すこととしたものである。

この場合において、要件確認に必要な資料は、申請者の責任において入手して提出すべきものであるが、申請者側の事情を勘案して、センターの職員が資料の内容、入手方法などを示唆することがあり得る。

(調査)

第11条 前条の資料に基づき第9条第1項各号に掲げる要件を確認するため必要がある場合、職員は、自ら調査を行うことができる。

本条は、円滑に確認等事務を遂行することを目的として、前条の資料に基づき、第9条第1項の要件を確認するため必要がある場合には、センターの職員が、調査を行うことができることを定めたものである。

(意見聴取等)

第12条 第9条第1項各号に掲げる要件を確認するため必要がある場合、職員は、管理事業者、著作権関係団体等に意見聴取、照会その他の協力を求めることができる。

本条は、第9条第1項各号に掲げる要件を確認するため必要がある場合は、確認等事務の円滑な遂行のため、登録確認機関が著作権等管理事業者、著作権関係団体等に意見聴取や情報照会などの協力を求めることができることを定めたものである。

第3節 使用料相当額算出

(算出方法規程)

第13条 本節をもって法第104条の35の算出方法規程とする。

本条は、第3節の第13条から第15条までの規定が法第104条の35の定める算出方法規程であることを明らかにするために定めたものである。法104条の35は、確認等事務規程の中に算出方法規程を置くという構造であることから、この節が算出方法規程であることを端的に示すために設けたものである。

(使用料相当額の算出)

第14条 裁定の申請がされた未管理公表著作物等に係る使用料相当額は、次の各号に定める方法のいずれかにより算出するものとする。

- 一 文化庁のウェブサイト上に公開されている裁定補償金額シミュレーションシステムによる算出方法
 - 二 申請者が法第67条の3第1項の裁定を受けた実績がある場合における当該実績に基づく算出方法（ただし、著作物等の種類、支分権及び利用方法が同一であって、算出した方法に変更すべき事情が認められない場合に限る。）
 - 三 管理事業者の使用料規程のいずれかの規定を準用する算出方法（同一の種類の著作物等、支分権及び利用方法において複数の管理事業者の使用料規程がある場合は、そのいずれか通常の使用料相当額の算出に適切なものとする。）
- 2 前項各号に定める方法によっては使用料相当額を算出することができない場合又は算出することが適当でない場合は、次のいずれかを考慮して算出するものとする。
- 一 利用しようとする著作物等の分野に係る管理事業者又は著作者等が構成員となっている著作者団体等が有する知見を踏まえた算出方法
 - 二 当該利用において、裁定対象のものと併せて他の著作権者等の著作物等も利用する場合は、他の著作権者等との交渉において同意が得られた使用料の算出方法
 - 三 申請者が過去に同様の事例で当該著作権者等から許諾を得たことがある場合は、その際の使用料の算出方法
 - 四 申請者が過去に同様の事例で別の著作権者等から許諾を得たことがある場合は、その際の使用料の算出方法
 - 五 前各号に掲げたもののほか、当該利用に係る使用料相当額の算出に当たり合理的と認められる算出方法

本条は、算出方法規程の核心をなす規定である。未管理著作物裁定制度においても、利用者は通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者等のために支払う必要があるところ、この通常の使用料の額に相当する額を算出するに当たっては、現行裁定における運用との均衡を図るため、現行裁定における補償金等の算出方法を踏まえつつ、それに準ずる内容としている。

第1項は、使用料相当額の算出方法として、①文化庁のウェブサイト上に公開されている裁定補償金額シミュレーションシステムによる算出方法、②法第67条の3第1項による裁定実績のある算出方法、③著作権等管理事業者の使用料規程を準用する算出方法の三つのもののうち、申請者の判断においていずれかを選択して算出すべきことを定めたものである。このうち①及び③は、既存の著作権等管理事業者の定める使用料規程や関係各分野における一般的な使用料の額との均衡を確

保すること、②は、申請者の過去の裁定実績との均衡を確保することを趣旨とするものである。

第2項は、第1項に定める三つの算出方法によっても使用料相当額を算出することが困難な場合は、①著作権等管理事業者又は著作者団体の知見を踏まえた算出方法、②他の著作権者等の著作物等を利用する場合においては、他の著作権者等との交渉において同意が得られた算出方法、③申請者が過去に同様の事例で著作権者等から許諾を得たことがある場合はその算出方法、④申請者が過去に同様の事例で別の著作権者等から許諾を得たことがある場合はその算出方法、⑤前記①から④の方法をもってしても使用料相当額を算出することが困難な場合は、合理的と認められる算出方法により使用料相当額を算出することを定めたものである。なお、①の算出方法を取る場合には当該申請案件に係る著作権等管理事業者や権利者団体の協力を得て算出を行う予定である。

第5号の「合理的と認められる算出方法」については、裁定の申請に係る申請者の属性、著作物等の種類、性質、利用の目的及び態様などを総合的に考慮して個別具体的に検討・立案をすることとなるが、その際には、例えば、当該利用方法等に類似する事例における通常の使用料額に関する情報収集や法第67条に基づく裁定における補償金の額の算出方法に関する情報収集などを行った上で、著作権者等と申請者の双方の利益に配慮しつつ、合理的な補償金額を検討することを定めたものである。

(許諾使用料額等との均衡)

第15条 前条の規定により算出される使用料相当額は、通常の使用料の額と均衡の保たれたものでなければならない。

本条は、法第67条の3の規定による裁定の使用料相当額を、著作権者等が通常一般に利用許諾をする場合の使用料額と均衡の保たれたものとすることを確認的に定めたものである。

第4節 要件確認及び使用料相当額算出の結果の送付

(結果の送付)

第16条 センターは、申請について第2節の要件確認及び前節の使用料相当額算出をしたときは、その結果を記載した書面を申請書及び添付資料とともに文化庁長官に送付する。

本条は、要件確認及び使用料相当額の算出の結果を記載した書面を裁定の申請書及び添付資料とともに文化庁長官に送付することを定める法第104条の3第3項の規定の趣旨を踏まえて定めたものである。

第5節 業務手順書の整備

(業務手順書)

第17条 センターは、確認等事務が、この規程に従って常に公正かつ適確に実施されることを確実にするため、確認等事務の実施に必要な具体的な方法及び手順を示した確認等事務業務手順書（この条及び第23条において「業務手順書」という。）を定め、これに従って確認等事務を職員に行わせるものとする。

2 業務手順書には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 申請書の記載内容及び添付された資料が著作権法その他の関係法令に適合していることを確認するための具体的な方法及び手順
- 二 確認等事務の具体的な方法及び手順
- 三 その他確認等事務を実施するために必要な事項

3 センターは、業務手順書を最新の状態に維持し、職員がいつでも利用することができるよう徹底するものとする。

本条第1項は、法第104条の36の規定の趣旨を踏まえ、登録確認機関が確認等事務を確認等事務規程に従って常に公正かつ適確に実施することを担保するため、確認等事務規程の趣旨に即した業務手順書を定め、これに従って確認等事務を実施することを明らかにしたものである。

確認等事務規程は、関係法令の定める趣旨・目的に即して確認等事務の大枠を定めたものであるところ、裁定の申請の対象となる著作物等の種類、性質、利用の目的及び態様等が多種多様であることを想定すると、確認等事務規程において具体的な作業の手順や確認の方法などを網羅することには限界がある。

例えば、第7条は確認等事務における申請受付について定め、申請書に添付されるべき資料を各号列記しているところ、具体的にどのような資料が未管理公表著作物等の疎明資料となり、どのような資料が著作権者等の意思を確認できなかったことの疎明資料となり、どのような資料が著作者の出版その他の利用廃絶をしていないことの疎明資料となるかについては、より詳細な判断の手引きを定めることが必要であり、そのため、確認等事務の実施に必要な具体的な方法及び手順を示した「業務手順書」いわゆる業務マニュアルにおいて定め、これに基づくセンターの職員による確認等事務の標準化を確保することが必要である。

本条第2項は、業務手順書について、①申請書の記載内容及び添付された資料が著作権法その他の関係法令に適合していることを確認するための具体的な方法及び手順、②確認等事務の具体的な方法及び手順、③その他確認等事務を実施するために必要な事項を定めることとしたものである。

本条第3項は、確認等事務の事例が集積されることによって、業務手順書に記載すべき事項が質量ともに改訂される必要があることを想定し、公正かつ適確な確認等事務の遂行のため、業務手順

書を最新の状態に維持し、職員がいつでも利用することができるよう徹底することを定めたものである。

第3章 手数料

(手数料の額)

第18条 第7条第3項の手数料の額は、著作権法施行令（昭和45年政令第335号）第8条第2項に定める額とする。

本条は、法第67条の3の規定による裁定の申請に係る手数料は、著作権法施行令第8条第2項に定める額であることを定めたものである。著作権法施行令第8条第2項は、本申請時点ではその額を1件当たり13,800円と定めているが、将来の消費者物価指数の変動その他の事情により、手数料の額が変更されることも想定されることから、具体的な金額を明示せず、手数料の額を定める政令の該当規定を引用することとしたものである。

(手数料の納付方法)

第19条 前条の手数料は、センターが指定する銀行口座に振込送金（申請者と同じ名義によるものに限る。）の方法その他センターが指定する方法により納付する。

2 前項の納付に要する費用は、申請者の負担とする。

本条は、法第67条の3の規定による裁定の申請の手数料の納付方法を定めたものである。

第1項は、現在センターが実施している法第67条の規定による裁定に係るウェブサイトへの広告掲載料の支払方法を金融機関による振込送金としていることや、申請者の利便性の観点などを勘案し、裁定の申請に係る手数料の納付方法として振込送金を定めつつ、申請者が現金等による納付の方法を希望される場合も考えられることから、振込送金のほか「その他センターが指定する方法」を明示したものである。

また、振込送金について「申請者と同じ名義によるものに限る。」と限定したのは、実質的には申請者と同一であったとしても、申請者と異なる名義によって振込送金がされた場合、その特定に時間を要することを考慮したことによるものである。

第2項は、手数料の納付の費用については、持参債務の原則（民法第485条）により、申請者が負担することとしたものである。

(手数料の返還)

第20条 納付された手数料は、過誤納の場合を除き、返還しない。

本条は、法第67条の3の規定による裁定の申請に当たり、一旦納付された手数料については、申請者による二重払いなど明らかに誤って納付された場合を除き、原則として返還しないことを定めたものである。

法第67条の3の規定による裁定の申請者が、登録確認機関に対して申請書の提出と手数料の納付を行えば、センターの職員は法第104条の33に定める確認等事務（申請受付、要件確認及び使用料相当額算出）に着手し、申請者に対して役務の提供を開始することとなるので、その対価として納付された手数料については、申請者の意思による申請の取下げなどにより確認等事務が完了しない場合であっても、返還しないこととしたものである。

なお、地方公共団体においても、一旦納付された手数料や使用料については、二重払いなどの例外を除いて返還しないこととしているのが一般的である。

第4章 帳簿及び書類の保存

第1節 帳簿

(帳簿)

第21条 センターは、法第104条の40の規定に定める確認等事務に関する帳簿（以下「確認等事務帳簿」という。）を事務所に備え置くものとする。

2 確認等事務帳簿は、センターが文化庁長官に引き継ぐまで保存する。

本条は、法第104条の40の規定に定める確認等事務に関する帳簿を登録確認機関に備え置き、その保存期間については、センターが文化庁長官に引き継ぐまで保存することを定めたものである。

(確認等事務帳簿への記載)

第22条 確認等事務帳簿には、申請書ごとに次の事項を記載するものとする。

- 一 裁定の申請に係る受付番号
- 二 裁定の申請を受けた年月日（申請の取下げをした場合はその年月日及びその理由）
- 三 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 四 著作物等の題号、著作者等の氏名又は名称その他確認等事務に係る著作物等を特定するために必要な情報
- 五 要件確認及び使用料相当額算出の結果
- 六 前号の結果を文化庁長官に送付した年月日
- 七 手数料の納付及び返還の年月日

本条は、法第104条の40及び著作権法施行規則第22条の31の規定に基づき、確認等事務

帳簿に記載すべき事項を定めたものである。

第2号の括弧書きの「申請の取下げをした場合はその年月日及びその理由」及び第7号は、著作権法施行規則22条の31に規定されていないが、前者にあつては事業報告書への記載のために、後者にあつては申請者との事後のトラブルを未然に防ぐために、それぞれ記載することとしたものである。

第2節 書類の保存

(書類の保管)

第23条 センターは、次に掲げる書類を事務所に備え置く。

- 一 確認等事務規程
- 二 業務手順書
- 三 申請書及び添付資料の写し（第8条の取下げに係る資料はその原本）
- 四 前条の確認等事務帳簿その他確認等事務の遂行に必要な書類等

2 前項第3号に掲げる書類は、申請書ごとに区分してセンターが確認等事務を廃止するまで保存する。

本条第1項は、登録確認機関における重要な書類を事務所に備え置き、いつでも確認することができるように備え置くことを定めたものである。第4号の「その他確認等事務の遂行に必要な書類等」とは、例えば、文化庁の『裁定の手引き』や確認等事務の遂行に当たり参考とすべき事例集などを想定している。

本条第2項は、裁定履歴の確認等の効率化のため前項第3号に掲げる資料は申請書単位で区分して、センターが確認等事務を廃止するまで保存することとしたものである。

(指定補償金管理機関に対する協力)

第24条 センターは、指定補償金管理機関から補償金管理業務に係る情報の提供その他の要請があつた場合、当該要請に協力するよう努めるものとする。

本条は、指定補償金管理機関から補償金管理業務に当たって何らかの情報の提供その他の要請があつた場合に備えて、その要請に協力することに努めることを定めたものである。

指定補償金管理機関の主要な業務は、法第104条の20に定める補償金・担保金の受領、管理、著作権者等への支払であるところ、補償金・担保金に係る著作権者等から補償金・担保金の支払の請求があつた場合、当該請求が真正なものであるか否かを確認した上で支払を行うこととなることから、当該補償金・担保金に係る裁定の申請書その他の資料の閲覧や謄写を求められることも想定される。そのような場合、確認等事務以外の業務ではあるが、指定補償金管理機関の要請に対して

協力することを定めたものである。

第5章 会計

(区分経理)

第25条 センターは、登録確認機関としての経理について、収入及び支出を勘定科目に従い明確に区分して整理する。

2 前項の登録確認機関としての経理は、センターの他の業務に係る経理と明確に区分して整理する。

本条は、指定補償金管理機関における区分経理の原則を定めた法第104条の25の規定に倣い、第1項において登録確認機関における収入及び支出に係る勘定科目ごとに区分することを、第2項においてセンターが実施する著作権制度の普及啓発事業や指定補償金管理機関に関する業務などの会計と区分することを、それぞれ定めたものである。

(資金)

第26条 登録確認機関の資金は、納付された手数料をもって充てる。

本条は、登録確認機関の資金は、納付された手数料をもって充てることを定めたものである。

第6章 秘密保持

(秘密保持)

第27条 センターの役員及び職員（雇用の形態を問わない。）は、業務上知り得た情報その他の秘密を他に漏えいしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

本条は、登録確認機関の役職員の秘密保持の義務を定めたものである。登録確認機関の役職員は、法第67条の3の規定による裁定の申請を行おうとする者からの事前相談や申請書の提出などの場面において、申請者の氏名、住所、電話番号などの個人情報その他の高度の機密性を備えた情報に接する機会が十分に想定されることから、センターの役職員に対し、その職を退いた後までも秘密保持義務を負わせることとしたものである。

第7章 雑則

(細則への委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は細則で定めることができるものとする。

2 前項の細則を定めたときは、理事会の承認を経た後、文化庁長官に届け出るものとする。

本条第1項は、確認等事務規程に基づいて登録確認機関に関する業務を遂行する際、必要に応じて細則を定めることができることとしたものである。

確認等事務の実施については、第17条の規定に基づき業務手順書を定めて公正かつ適確な業務遂行を行うこととなるが、確認等事務以外の業務についても、登録確認機関としての業務を遂行する上で具体的な業務の方法、手順などを細則として制定する必要が生ずることが想定される。

具体的には、第23条に定める書類の保管に関する細則、第25条に定める区分経理に関する細則、第27条に定める秘密保持に関する細則などを制定することが想定される。

本条第2項は、細則を定めたときは理事会の承認を得た後に文化庁長官に届け出ることとしたものである。これは、確認等事務の実施結果を受けて文化庁が裁定を行うことを踏まえ、確認等事務の実施の流れについて文化庁との情報共有を確保することを目的とするものである。

(確認等事務の休廃止)

第29条 センターが確認等事務を休止し、又は廃止するときは、理事会の決議を経て文化庁長官の許可を受けなければならない。

本条は、法第104条の44の規定に基づき、申請者が確認等事務を休止又は廃止をするときは、理事会における決議を経た後、文化庁長官の許可を受けることを定めたものである。

附 則

この規程は、令和8（2026）年4月1日から施行する。

本条は、この規程が、未管理著作物裁定制度が開始される2026年4月1日から施行することを定めたものである。